

グアテマラ共和国 (Republic of Guatemala)

通信

I 監督機関等

1 通信・インフラストラクチャー・住宅省 (Ministerio de Comunicaciones, Infraestructura y Vivienda)

Tel. : +502 2223 4000

URL : <http://www.civ.gob.gt/>

所在地 : 8a avenida y 15 calle zona 13, GUATEMALA

幹部 : Victor Enrique Valdez Corado (大臣 / Ministro)

所掌事務

1871年に設立された通信省が前身で、1999年に現在の名称に変更。公共事業の建設、修理、管理のほか、交通システムや電気通信、郵政の規制の承認や事業の推進を実施する。通信関連では、「無線通信法」第7条に同省の役割が定められ、商用及び私用の無線通信の認可、周波数の割当てなどが所掌に含まれている。

2 通信監督庁 (Superintendencia de Telecomunicaciones : SIT)

Tel. : +502 2321 1000

URL : <http://www.sit.gob.gt/>

所在地 : 4ta. Ave 15-51 zona 10, Guatemala City, GUATEMALA

幹部 : Eddy Padilla (長官 / Superintendente)

所掌事務

通信・インフラストラクチャー・住宅省に属し、「1996年電気通信法」により創設された規制機関である。主に以下の事項を所掌している。

- ・ 無線周波数の管理・監督
- ・ 電気通信事業者の登録管理
- ・ 事業者間の係争の仲裁
- ・ 電気通信法に基づく、必要に応じた懲罰の実施
- ・ 国の代表として国際電気通信会議への参加や電気通信関連の条約と国際合意の交渉

II 法令

1 1996年電気通信法 (1996年法令第94~96号) (Ley General de

Telecomunicaciones)

自由競争の促進と生活水準の向上を目的としている。一般規定（第 1～4 条）、通信監督庁（第 5～21 条）、事業の条件（第 22～49 条）、周波数（第 50～70 条）、電話開発基金（第 71～77 条）、個人間の紛争解決（第 78 条）、違反と罰則（第 79～84 条）、決定処分に対する異議申立（第 85～89 条）について定めている。

2 国際電話サービス規定（Reglamento para la Prestación de servicio Telefónico Internacional）

通信事業者が国際電話サービスを提供する際の規定を定め、同サービスを提供するには登録が義務付けられている。

3 携帯電話の盗難に関する規定（Registro de Terminales Telefónicas Móviles Robadas o Hurtadas）

盗難に遭った携帯電話に対する措置とこれらの携帯電話のデータベースの作成に関して定めている。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

「1996 年電気通信法」の第 22～49 条で事業の条件が定められており、SIT への登録方法は法人向け通信事業者、地域通信事業者、国際通信事業者により異なる。

2 競争促進政策

（1）民営化

「1996 年電気通信法」の制定により、政府は市場の競争とそれまで市場を独占していた国営のグアテル（Guatel）の民営化を実施した。1997 年にグアテルが分割され、テルグア（Telgua）が誕生した。その後、テルグアは 2 度の買収の後、現在はメキシコのアメリカ・モバイル（America Movile）傘下のクラロ・グアテマラ（Claro Guatemala）として事業を展開し、固定電話回線のシェア 7 割を維持している。

（2）番号ポータビリティ

2010 年 4 月に番号ポータビリティの導入が政府により提案されたが、通信事業者からの反対により、進展は見られていない。

3 情報通信基盤整備政策

ルーラル地域や都市部の低所得者層への電気通信サービスの普及を目的に、「1996 年電気通信法」の第 71～77 条で電話開発基金が制定された。年間 3,000 万 GTQ を上限に、周波数入札における落札価格の 7 割を基金の主な原資としている。

4 消費者保護

グアテマラでは携帯電話の盗難が頻出し、社会問題化しているため、「携帯電話の盗難に関する規定」等により、盗難被害者の二次被害の防止に努めてきたが、議会は盗難そのものの抑止のために、2013年9月、携帯電話の窃盗犯に対し懲役6年から15年を科すための法案を可決した。この法では、盗難品である携帯電話を転売した者にも2万5,000USD以下の罰金を科すとしている。

5 SIMカードへの課税

政府はSIMカードごとに5GTQを通信事業者に課税することを決定し、2015年1月に施行した。2014年12月、新税の影響を避けるため、通信事業者は、約600万のあまり使用されていない電話番号を、加入者数から除いている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

認証を含む電気通信機器、無線通信機器の統制についてはSITで行っている。

V 事業の現状

1 固定電話

アメリカ・モバイル傘下のクラロ・グアテマラが固定電話回線の7割以上のシェアを有する。同社のほかに、ティゴ・グアテマラ（Tigo Guatemala）、テレフォニカ・グアテマラ（Telefonica Guatemala）、ケーブルネット（Cablenet）などが固定電話サービスを提供している。

2014年末現在、固定電話回線の79.4%がグアテマラシティに集中する中、政府は世界銀行の協力のもと、電話サービスが普及していない地域の基盤の改善に力を入れている。信頼できる固定電話サービスの不足のため、消費者の多くは移動体通信サービスに加入する傾向がある。

2 移動体通信

固定通信市場とは対照的に、移動体通信市場は急成長しており、2013年度には普及率が140.4%に達した。しかし、2015年1月から施行されたSIMカードごとの課税の影響を避けるため、2014年12月に、通信事業者が約600万のあまり使用されていない電話番号を加入者数から除いたため、携帯電話加入数及び普及率が急減している。

1990年に事業を開始したティゴ・グアテマラと、1999年に市場に参入したクラロ・グアテマラ、モビスター・グアテマラ（テレフォニカ傘下）の3社が商用サービスを提供している。

3Gについては、上記3社がHSPA対応のW-CDMAを導入している。3Gサービスの加入者数は、2015年6月末現在、278万5,000で、携帯電話の加入者全体

の約 17%である。LTE については、2014 年 10 月にモビスターが、2015 年 5 月にティゴ・グアテマラが、商用サービスを開始している。

3 インターネット

ブロードバンド・サービス提供地域は都市部に限定されている。

事業者別の市場シェアは 2015 年 6 月末現在、クラロ・グアテマラ：83.6%、IBW グアテマラ (IBW Guatemala)：8.6%、ティゴ・グアテマラ：5.5%、その他：2.3%である。

接続方法別割合は、2014 年 12 月末現在、DSL：61.5%、ケーブル：33.9%、LAN/FTTx：0%、その他：4.6%である。

VI 運営体

1 クラロ・グアテマラ (Claro Guatemala)

Tel. : +502 2367 1315

URL : <http://www.claro.com.gt/>

所在地 : Centro Comercial La Pradera, Boulevard los Proceres #1 L 102 Zona 10, Guatemala City, GUATEMALA

概要

メキシコのアメリカ・モバイルが株式の 99.3%を保有する国内最大の総合通信事業者である。固定回線市場では電話、ブロードバンドともに 8 割前後のシェアを維持している。移動体通信市場でも加入者数第 2 位である。

2 モビスター・グアテマラ (Movistar Guatemala)

Tel. : +502 2379 7979

URL : <http://www.movistar.com.gt/>

所在地 : Boulevard Los Proceres 5-56 Zona 10, Edificio Unicentro, nivel 11 Guatemala City 1011, GUATEMALA

概要

スペインのテレフォニカ・グループの傘下で、移動体通信サービスを主力事業として展開している。2014 年 10 月、1900MHz 帯を使った商用 LTE サービスを国内で初めて開始した。2015 年 9 月現在、14 都市でサービスを展開している。

2013 年 4 月、テレフォニカは Corporacion Multi Inversiones (CMI) に対して、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、パナマの子会社の株式 40%を売却することで合意した。8 月に契約が締結され、テレフォニカが所有するモビスター・グアテマラの株式比率は 60%に低下した。

3 ティゴ・グアテマラ (Tigo Guatemala)

Tel. : +502 2428 1000

URL : <http://www.tigo.com.gt/>

所在地：Corretera al Salvador, km9.5 Guatemala City, GUATEMALA

概要

ルクセンブルクに拠点を置くミリコム・インターナショナル・セルラー（Millicom International Cellular：MIC）が株式の55%を保有する総合通信事業者である。国内初の移動体通信事業者で、2015年6月現在、市場の50%のシェアを占める最大事業者である。

2008年第4四半期にアムネット・テレコミュニケーションズ（Amnet Telecommunications）を買収、アムネット・グアテマラとして子会社化し、固定ブロードバンド事業とケーブルテレビ事業にも進出している。

放送

I 監督機関等

1 通信・インフラストラクチャー・住宅省

（通信／I-1の項参照）

2 放送総局（Dirección General de Radiodifusión）

Tel.：+502 2323 8282

URL：http://www.radiotgw.gob.gt/

所在地：18 Calle 6-72 Zona 1, Edificio Tipografía Nacional, 3er. nivel, C.A. 01001, GUATEMALA

所掌事務

通信・インフラストラクチャー・住宅省に所属し、その役割は「無線通信法」第7条に定められている。ラジオ・テレビサービス事業者の監督や電波の干渉への対応、無線通信の製造や輸入の認可、ラジオ局 TGW La Voz de Guatemala の運営などが含まれている。

II 法令

無線通信法（Ley de Radiocomunicaciones）

ラジオやテレビなどの放送分野における基本法令。

III 政策動向

1 免許制度

外資規制

「無線通信法」の第8条には、ラジオやテレビチャンネルの免許付与先をグア

テマラ人、あるいはグアテマラ籍の企業に限定しており、企業の場合はその資本の 51%以上がグアテマラ籍である必要があると定めている。

2 公共放送関連政策

「無線通信法」第 31 条では、放送総局の指導のもと、テレビ局やラジオ局は国家にかかわる内容を無料でそれぞれ 1 日最大 15 分、30 分を放映しなければならないと定めている。

3 地上デジタル放送

2013 年 5 月、政府は地上デジタル放送の規格に日本方式の ISDB-T 規格を採用することを決定した。これにより同国は海外で日本方式を採用した 14 か国目の国になった。

IV 事業の現状

1 ラジオ

AM 局、FM 局、短波など多数のラジオ局が存在し、国営のラジオ局 TGW や FM 局のアルファ・スーパーステレオ (Alfa-Super Stereo) やヨソイ・シデラル (Yo Si Sideral) がある。

2 テレビ

グアテヴィジョン (Guatevisión) や宗教放送のチャンネル 27 (Canal 27)、衛星でその他の南米各国にも配信されているアンティグア・チャンネル (Canal Antigua) などがある。

3 衛星放送

ディレク TV ラテンアメリカ (DirecTV Latin America、ブランド名スカイ・グアテマラ) とクラロ TV (Claro TV) がデジタル衛星放送サービスを提供している。2013 年 6 月現在、両社の加入者数は 4 万 2,000 及び 3 万 2,000 である。

4 ケーブルテレビ

登録されているケーブル事業者は 360 社以上ある。主な事業者はクラロ TV で、最大 200 チャンネルのデジタルケーブル・サービスを 3 コースで提供している。

V 運営体

1 TGW

Tel. : +502 2323 8282

URL : <http://www.radiotgw.gob.gt/>

所在地 : 18 Calle 6-72 Zona 1, Edificio Tipografía Nacional, 3er. nivel, C.A. 01001, GUATEMALA

概要

「無線通信法」によって設立された放送省が運営する国営のラジオ放送局。

2 グアテヴィジョン (Guatevisión)

Tel. : +502 2328 6000

URL : <http://www.guatevision.com/>

所在地 : Calzada Roosevelt 22-43, Zona 11, Edificio Tikal Futura, Torre Sol 4o. Nivel, Ciudad de Guatemala, GUATEMALA

概要

National Broadcasting System が運営するグアテマラ初の民間テレビ放送局。1975年に放送開始。

電波

I 監督機関等

1 通信・インフラストラクチャー・住宅省

(通信 / I - 1 の項参照)

2 通信監督庁 (SIT)

(通信 / I - 2 の項参照)

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「1996年電気通信法」の第50～70条に周波数に関する規定が定められている。

2 監視体制

「1996年電気通信法」の第54～60条で周波数の利用に関する規定が定められ、第61～63条では、周波数の入札に関する規定が定められている。

3 第四世代向けの周波数

2011年7月に、SITはLTE向けに450MHz、800MHz、900MHz、1700-1800MHz、1700-2100MHz、1800-1900MHzと2000MHzを割り当てる計画を発表した。

4 電波の安全性に関する基準

電波の安全性については、2011年1月に国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)の制限値に基づき、政府決定08/2011「非電離放射の制限規則」が制定されている。

III 周波数分配状況

2013年にSITが2013～2016年分の周波数分配表(Tabla Nacional de Atribución de Frecuencias : TNAF)を策定し、公開している。

また TNAF は原則 WRC 後に改訂されるほか、必要に応じて改訂されている。
現行は、2014 年 9 月に改訂されたもので、以下の URL に掲載されている。

<http://www.sit.gob.gt/index.php/2014-05-28-20-40-9/tabla-de-atribucion-de-frecuencias>